

琉球大学学術リポジトリ

外資系企業等の取扱い（対内調整)(3)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 在沖縄米系企業, アンケート, 外資系企業, 輸入割当 (IQ) 問題 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43433

外資系企業内題の今後の取り組み

秘
無期限

条約課長

安全保障課長

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

北米第二課長

外資系企業問題等の
今後の取り進め方

46.2.10

米北1.

1. 外資系企業、自由職業、外国人の在留資格

等の諸問題については、^{一時}スチラー公使の帰国

を契機に各省の検討を促進せしめて来た

(22回、23回各省会議記録別添) 現在では各省の検討を総合

とし、2月1日の各省会議において別添1.

につき口頭で米側に送る案として各省の

了解をとりつける。

その際各省より2月末迄に各省の検討

とPT、その結果を米側に文書で伝達する

合
には右文書につき事前協定ありの希望

望があったので、当方より右を了承しておい

た。

2. 他方、準備委を通じ関係各社に文書

を付したくないと米側から返

答が、諸案につき別添2.のとおりの方

料が計算上においてとりまらぬ。

また、自由職業の取扱については別添

3.のとおり各省の見解もとりまらぬ

た。

3. よて、2月1日の愛知・マイヤ一合談において
 米側に伝えられたことを(4件は各省に
 伝付せられた。入付に^上に頭で説明して
 と伝えている) ~~補~~ 色付、別添1、2、
 及び3と総合して現在までの検査状況
 として米側へ通報することとした。
 反、交渉文書による assurance は交渉
 の進捗状況とに^{協定}み合わせつつ考慮して
 いくことと致した。

別添1

秘
無期限

外資系企業問題等に関する
 発言要領(案)

昭和46.2.4
 アメリカ局北米第一課

外資系企業の取扱い、外貨送金、課税問題、自由
 職業等に関し米側より行なわれた要領について
 は、これまで米側より入手した資料に基づき、関
 係各省において鋭意具体的な^{進められたが現在北の検討を}検討をとりまとめる
 と次のとおり。

1. 外資系企業の取扱い

- (1) 手続的には、復帰後すみやかに日本の外資法に基づく認可を受けるため申請をしてもら
 う。ただし、個人営業者は本土外資法上の認可を必要としない。
- (2) かかる申請及びその処理を円滑に行ないう
 るよう必要な経過措置として認可を受けるま
 での間は、琉球政府のライセンスによる事業
 を継続できるようにするつもりである。
- (3) 前項の認可にあつては、基本的には本土
 の認可基準により処理する。なお、昭和44
 年11月21日以前から合法的に事業を行な

つている企業については、復帰後も従前の業務が継続しうるようできる限り好意的に配慮する。

(4) 本土の外資法に基づく取扱いのほか、外資企業に関する他の法律、制度上の問題については、別途検討を要することとなるが、一般的には沖縄の内国民と特に差別した取扱いをする考えはない。(ただし、航空、海運関係についてカボタージュが認められないこと、電波管理等本質的に内国民待遇になじまないものがあることは指摘するまでもない。)

(5) 各企業別の取扱いに関する日本側の見解は、目下クエスチョネアに基づいてなされている各省の検討が終了次第米側に通報する考えである。各省における作業は、2月末には終了する見通しである。

2 外貨送金、課税等その他の問題についても、今後検討の進捗に応じてさらに具体的に回答することとしたいが、これまでの検討結果次のとおり。

(1) 外貨送金

外資法上の認可を受けた企業については、その投資にかかる元本、果実の外貨送金については問題ない。

個人の親族への外貨送金等他の場合においても、日本本土の法令上かなり幅広く送金を認めうることであり、大きな問題はない。本件について現地関係者に困難な事情が生ずることのないよう配慮する。

(2) 課税問題

すでにお伝えしたとおり、琉球税法及び布令の適用によつて、復帰前に適正に課税された所得に対し、さらに日本税法で遡及課税するようなことはしない。

また、外国人に対する課税については、「米^(邦海)国との友好通商条約」第11条により、課税に関する内国民待遇が定められている。

(3) 輸出入制度

昨年11月20日発表された復帰対策要綱(第1次)において発表されているとおり、輸出入

制度（関税及び内国消費税の制度を含む。）については、復帰後は本土諸法令を即時適用するが、このことに伴う沖縄県民生活及び関係企業への影響を緩和するため、品目または業種毎に必要に応じ輸出実績の尊重、輸入についての特別の配慮、及び中小企業に関する各般の措置が講ぜられることとなっている。

3. 外国人の在留資格

- (1) 復帰後一定期間内に在留資格取得の申請を行なわせ、出入国管理令に規定する在留資格を付与する。
- (2) この在留資格の付与に当つては、居住経歴や家族の状況等を勘案して、できる限り従前認められていたと同様の法的地位を維持できるよう好意的に配慮する。

4. 自由職業者の免許資格

- (1) 概括的に方針を示すことは困難であり、現在まで進められている関係各省庁の検討の過程において、弁護士、医者等主要なものについては、地域制限（沖縄に限る）及び期間制

限（一定年限のみ認める）を付して資格試験を受けることなく、従前の業務の継続を認めるという方向で検討されている。

（前述の復帰対策要綱においても、沖縄人の医師、歯科医師、薬剤師等については、一定期間、沖縄県内においてのみ、従前どおりの業務を行なうとの方針が確認されている。また、沖縄人の弁護士についても、「沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法（4.5.4.28公布施行）に基づいて、沖縄において一定期間のみ資格試験を受けることなく、従前の活動を行なうことが認められているにすぎず、上記期間内に資格を取得しなかつた者には、上記期間経過後は活動できないことになる。）

- (2) なお、若干の個別例をあげれば次のとおり。

(イ) 獣医師

琉球の法令に基づき、適法に取得した資格は復帰後も沖縄地域においてそのまま認める方針である。

- (b) 公認会計士
米国人経営による公認会計士事務所については、大蔵大臣認可の資格を有しているため問題ない。
- (c) 無線通信士、無線技師等
郵政省所管のこれら通信士、技師等については、沖縄の法令に基づく免許を持つていれば問題ない(国籍のいかんを問わない)。
- (d) 潜水士、潜水士等
沖縄の法令に基づく免許を持つていれば問題はない。

執
無期限

条約課長

アメリカ局長
参事官
参事官
北米第一課長

在沖自由職業者の復帰後の
取扱いについて。

46.1.14
米北1

2. 14日在京米大使館書記官より本国政府の訓令によると、本件に關する日米政府の交渉は米北(北米)に電送して討振りにつき照会越したので、先方より本館より提出された資料に基づき南原省長に於いて検討中であり、未だ最終的な結論は出されていないと承知しているが、弁護士、医師、歯科、公認会計士等之類は米北に通知しては47年検査状況も調査しておく等とりかえれば

べしおいた。

2. 自由職業者の取扱いについては、至急南原各

コ
ビ
米
沖

GA-8

外務省

910題

省の見解をとりよめるよう対策等に依頼す
みのこと (16日又は17日頃までに中向的を

とりよめを作成を予定)、14日 法務、厚
生、農林、大蔵等に照会したと

ことといたす次とあり。

(1) 弁護士。

登録されている外国人弁護士は36名いるが現
に沖縄に在位している者は6-7名と推して

いる。

その取扱については (1) 資格を認め

ておらず、(2) 沖縄に限ってその資格を認め

る、(1) 当分の内に限る、沖縄においてその

資格を認めるという解決方法が考えられる。

外国人案件の多し、沖縄において外国人弁

護士が必要とされる理由があること、法務省
としてはかかる必要性を考慮し、地域

制限、期間制限の下にこれを認めるという
旨で検討していることがまだ最終結論は
的

出ている。既得権を認めるという考
えはとりたてた、協定上かかる規定が

おかしな称 配慮が必要。

何れにしても、外国人弁護士の資格を認

めることは弁護士会、最高裁等と十分協
議が必要とあり、これを納得させるのに
か

時間がかかる。

(2) 医師。

(1) 原則論は、本土の医師法に基づき ^{免許} ~~資格~~

を有する者は、琉球政府の免許を有している
者の資格は認められる。復帰後の沖縄にも

続行しては全然内容不詳。
該多者は米国人獣医師1名に對し、

米

同人はテキサス州に於いて獣医師の免許
と學中、環球政府の法律に對して

許を授けられたり、後帰國もその手紙
を附してある。

環球人獣医師は亦て中環の獣医師
法を免許を受けているとの問題不詳。
1-48

(4) 公認会計士 米
米国人を管に於る公認会計事務所

が2つ及び、企業として右事務所を取
扱ひ及外資の取扱ひと同様に存するが、公

認会計士個人の資格は、外國人公認会計
士法により認めらるゝと存すると思ふ

らる。

211人の公認会計士が2人いる。24

については実態が不明な所が、問題が西
に存する。

3. 存する。14日在京米大使に、これを米
側から提出した711の資料を附して直

由新業者が力附一押して11子の急かると至
急確決を以て之を旨申し入れた。

秘
無期限

大臣
事務次官
副外務審議官
官房長

条約局長
条約課長
法規課長

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

外資系企業、自営業の取扱
(対米「アジア」のスケジュール)

46.4.5
米北1(佐藤)

1. 外資系企業、自営業等取扱について、
3月25日付日米側トキグノーバー(企業リストを
日米両側)
含む)についての事務的検討を一応終了した
(下記のとおり問題あり)
と、対米「アジア」のスケジュールについて
は次の事情もあり、4月中旬を目途に取り進

めりことと致す。

(1) 4月7日(水)に神籠において Business
Advisory Group (在米米大、米政府、米系企業
等の定期的連絡会。月に1回、那覇と東
京で交互に開催されている。)を開催し、在
米米大は前記トキグノーバーの取扱い
を米系企業者に説明する。

日米側としては右会議における米側の
反応を承知すること、南條省長との関連
でも必要とされ、また米側も右を承知
した上で「アジア」について協賛したい

を申し越している。

(2) 外資系企業の取扱いについては外資
国内的には
~~審議会~~審議会(大蔵省主管)に申向的報

告をしておいた方がよいとの考慮もあり。

4月8日(木)に予定されている同審議会にお

いて大蔵省側^により口頭報告が予定

されている。(大蔵省担当官は右審議

会において全通報告をしておけば、今後の

follow up は会長の下承を得るという形

で処理し得ようとの感触をもらっている。

(3) 前記の事情~~は~~、「アジパリス」を

取下げた。取3.の添付題名に同僚各省^{外務省}の調整

出し得るタイミングは^{早く}4月中旬に予定²

と思料される。

2. 3月25日付日米側トキング・レポートに関する^{結果米側}
日米~~間~~事務当局向の検査~~は~~

向題といた要^は真次の通り。

(1) 日平政府は
事琉球政府の発出した外資許可の効

力をそのまゝ VALIDATE すべきこと。

(右に反対我方反論: 手続的には

後^{後可及的}復帰~~即時~~速やかに申請にしよう要

り。概^括的に VALIDATE 相方式は^はよい。

結果的には米側の要望は満たさ(う)。

(2) 従前と同様の輸入クォータが認められ^ること。

(我方コメント: 一般方針は昨年11月の復帰準備要綱(第1次分)で示されている。個々のアイテムについては各省でなお検討中である。各省検討は進んでいる。)

(3) 大企業については、当該企業と産省との間で協力が円満に続けられていることにも、中小企業については、日本本土へ進出する意図も^{復帰後も}なく、従前とおり業務を継続し得る分には^心に関心がある。

もののだから、中小企業については改めて復帰後の存続と認めざる方針を確定して欲しい。本土法との関連で特に問題と存する技術的問題については今から復帰時英子での何に調整するとの来の方で対処して欲しいこと。

(我方反論: 各省とも復帰と同時に事業活動の停止を求めるとは^{ないが}、^{航空海陸上}不動産業、^{運送業}運送業におけるカボタージュ、^及弁護士^の医師の取扱い等本土との整合性を求めらるる業種については或る種の

条件を付せざるを得ない。今から復帰

日まで1年間には施政取巻を米側にも

真に米系企業者側への指導をね

ことへの責任をとってくみ^{旨の確約あり}れば

関係省々とも協力を易く³な^う。

また検査の結果ハイレベルのAPPA

了各企業別12-12~~12~~関係各省~~関係~~
及びその問題

~~補正~~真次の通り。(通産省は

~~農林省~~中小企業については問題とする

に足らざる意見。大蔵省日大に問題は

存するとの感觸。) APPAと関係する

(1) 農林省

(A) 輸入クォータについて検査中の方針

を緩和すること。

(B) 非自由化名目の生産、販売について

は現段階ではコミットし得ずと~~考~~^考

方。但し、復帰時までに関係業者と

直接話し合を進め何らかの妥協案を

見出したいと承知も有り。

(農林省外^aの連絡によること)

省事務当局には上層部から大所高

所の観望から前向きに検査せよとAPPA

が言った方が促進は易いとの感觸も

日米貿易関係

ある趣。)

(2) 建設省.

不動産は非自由化業種であ~~る~~^{り、本土に}

おいては外国人による不動産は認められ

ないが、沖繩の米系不動産業者が本土へ進

出に動きは絶対的。但し沖繩に

おいて現に営んでいる範囲(事業拡張

は許可される)であれば許可される。

琉球法令による建築士の資格を

外国人として建築士は、復帰後一定期間

以内は本土法に基づく建築士の資格を

✓ 本土に
進出の
動き

取得することを要する。

(3) 厚生省.

復帰後沖繩に³来た^る医師については、医

務活動に^新従事^る場合には、本土法上

のサポート制度がない。

日本人の体質に合わない^等の理由により輸入を禁

止する。若干の医薬品については~~日本~~輸入

を禁止せざるを得ない。

(4) 運輸省.

梅干検査業、梅干検査業、梅干鑑定

業、倉庫業については、中小企業と云ふこと

50%外資とし、partnerを求めると

(日本企業)

禁止

要求にたいし。

●(5) 労働省。

職業紹介業^法 日中政府の行う

業種とすべき子の。これは米系企業

にゆだねることは労働政策上の趣が

あり。

外国^のの
技能人の受け入れ^法については、^当該企業
^{紹介} 興業^法

が自ら外国からの技能人呼寄せ^法を行

うことについては^{大に阿} ~~本~~ 趣意はないが、呼寄

せ^法後他の企業に興業^法せよとは認

め難い。

法律上の所管

4. 前記3.の問題点については米局長

米局長等、関係各省庁局長

長等に対し、沖縄復帰の^大事業実現の

ため、沖縄人の福^祉の向上、発展確

保のためと大所高所^{維持}の観点から弾力的

に対処するよう根まわしをせよと致

す。